

ローンカード規定

1. ローンカードの利用

カードローン契約に基づいて発行したカードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、当該カードローン口座について、借入・返済・残高照会などの取引が可能な機器（以下「自動機器」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

- （１）当金庫および当金庫が自動機器の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の自動機器を使用してカードローンの借入を受ける場合（以下借入を受けることを単に「借入」といいます。）
- （２）当金庫および当金庫が自動機器の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の自動機器を使用してカードローンに任意の返済をする場合（以下この取扱いを「返済」といいます。）
- （３）その他当金庫所定の取引をする場合

2. 自動機器による借入

- （１）自動機器を使用して借入をする場合には、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- （２）自動機器による借入は、自動機器の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、１回あたりの借入は、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの借入は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- （３）自動機器を使用して借入をする場合に、借入金額と後記４．に規定する自動機器利用手数料金額との合計金額が、借入することのできる金額を超えるときには、その借入はできません。

3. 自動機器による返済

- （１）自動機器を使用して返済をする場合には、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- （２）自動機器による返済は、自動機器の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨（自動機器の機種により硬貨の取扱いができない場合があります。）に限りです。また、１回あたりの返済は、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額範囲内とします。

4. 自動機器利用手数料等

- （１）自動機器を使用して借入をする場合には、当金庫または支払提携先所定の自動機器の利用に関する手数料をいただきます。
- （２）自動機器を使用して返済をする場合には、当金庫または預入提携先所定の自動機器の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機器利用手数料」といいます。）をいただきます。
- （３）自動機器利用手数料は、借入および返済時に、払戻請求書なしで、その借入および返済をしたカードローン口座により自動的に貸越を行い引落とします。なお、支払提携先または預入提携先の自動機器利用手数料は、当金庫から支払提携先または預入提携先に支払います。

5. 自動機器故障時の取扱い

- （１）停電、故障等により自動機器による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機器故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより借入をすることができます。
- （２）停電、故障等により自動機器による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でローンカードにより返済をすることができます。

- (3) 前記(1)(2)による借入または返済をする場合には、ローンカードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額その他の必要事項を記入のうえ、または当金庫所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 当金庫および支払提携先または預入提携先の自動機器等が、停電、故障等の場合は、取扱いを一時停止することがあります。

6. ローンカード・暗証番号の管理簿

- (1) 当金庫は、自動機器の操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証番号と届出暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ取扱いをいたします。当金庫の窓口においても同様にローンカードを確認し、端末機に入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合また他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる借入停止の措置を講じます。
- (3) ローンカードが盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

7. 借入、返済の明細

ローンカードによる取引明細は3ヶ月毎に郵送いたします。

8. ローンカードの紛失、届出事項の変更等

- (1) ローンカードを紛失した場合または氏名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 暗証番号は当金庫所定の自動機器を使用して変更することができます。自動機器の表示画面等の操作手順に従って、自動機器にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。

9. ローンカードの再発行

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

10. 自動機器への誤入力等

- (1) 自動機器の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、支払提携先および預入提携先の自動機器を使用した場合の支払提携先および預入提携先の責任についても同様とします。
- (2) ローンカードによる窓口での借入または返済をする際に、当金庫所定の払戻請求書または入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 解約、ローンカードの利用停止等

- (1) カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、そのローンカードを当金庫に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにローンカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除

します。

① 後記 12. に定める規定に違反した場合

② ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

12. 譲渡、質入等の禁止

ローンカードは譲渡、質入または貸与することはできません。

13. ローンカード発行手数料

ローンカードの発行にあたっては、当金庫所定の発行手数料をいただく場合があります。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. 規定の準用

この規定に定めない事項については、カードローン契約書の各条項によります。

以上

令和2年10月1日現在